

○防災科学技術研究所役員報酬規程

(平成13年4月1日 13規程第14号)

改正	平成13年11月28日	13規程第67号	平成14年11月28日	14規程第30号	平成15年7月11日	15規程第9号
	平成15年11月13日	15規程第14号	平成16年3月11日	16規程第7号	平成17年11月8日	17規程第12号
	平成18年3月31日	18規程第9号	平成19年11月30日	19規程第7号	平成21年6月1日	21規程第5号
	平成21年11月26日	21規程第11号	平成22年11月30日	22規程第11号	平成23年3月31日	23規程第6号
	平成24年3月23日	24規程第1号	平成26年12月1日	26規程第24号	平成27年1月27日	27規程第1号
	平成27年4月1日	27規程第6号	平成27年10月1日	27規程第90号	平成28年2月25日	28規程第7号
	平成28年11月24日	28規程第109号	平成29年12月21日	29規程第32号	平成30年11月21日	30規程第114号
	令和元年11月28日	元規程第43号	令和2年11月30日	2規程第35号	令和4年5月26日	4規程第24号
	令和4年11月24日	4規程第8号	令和5年11月9日	5規程第52号	令和6年11月21日	6規程第79号[一部未施行]

(目的)

第1条 この規程は、防災科学技術研究所の役員(以下「役員」という。)の報酬について定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程における役員とは、国立研究開発法人防災科学技術研究所法(平成11年法律第174号)第7条第1項に定める理事長及び監事並びに同条第2項に定める理事とする。

(報酬体系)

第3条 役員の報酬は、常勤役員については、本給、地域手当、通勤手当及び期末手当、非常勤役員については、非常勤役員手当とする。

2 理事長は、文部科学大臣の研究所に対する業績評価の結果を勘案し、その者の職務実績に応じ、前項の報酬(通勤手当及び期末手当を除く。)を100分の25まで増額し又は減額することができる。

(報酬の支給日、支給の方法及び控除)

第4条 役員の報酬(通勤手当、期末手当を除く。)の支給日は、毎月17日(その日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたる場合は、職員に準ずる。)とし、その月の月額的全額を支給する。

2 役員の報酬は、法令等に定めるところにより、役員の報酬から控除すべき金額を控除し、その残額を、役員の同意を得て原則としてその役員の預貯金口座へ振込むことにより支払うものとする。

3 前2項に規定するもののほか、報酬の支給日、支給の方法及び控除は職員の例による。
(新たに役員となった者の報酬)

第5条 新たに役員となった者の報酬(期末手当及び通勤手当を除く。以下同じ。)は、その日から支給する。但し、月の初日以外において新たに役員に任命された者に対する当該月分の報酬は、当該月の現日数から日曜日の日数を差し引いた日数で除して得た額に、その者が当該月において、役員として在職した日数(日曜日の日数を除く。)を乗じて得た額(以下「日割計算によって得た額」という。)を支給する。

(役員でなくなった者の給与)

第6条 役員でなくなった者の報酬は、その日まで支給する。但し、月の末日以外において役員が退職し又は解任された時は、退職し又は解任の当月分の報酬については、日割計算によって得た額を支給する。

2 役員が死亡したときは、その月まで報酬を支給する。

(本給)

第7条 常勤役員の本給表は、次に掲げるとおりとする。

号俸	本給月額
1	716,000円
2	772,000円
3	829,000円
4	908,000円
5	979,000円
6	1,049,000円
7	1,122,000円
8	1,191,000円

2 常勤役員の号俸は、次の各号に掲げる範囲内で理事長が決定する。

- (1) 理事長 4号俸以上
- (2) 理事 1号俸以上4号俸以内
- (3) 監事 1号俸

3 理事長は、役員の職務の困難度、実績等を勘案して必要と認める場合は、前項第2号及び第3号の範囲を越えて本給を決定することができる。

(地域手当)

第8条 地域手当は、防災科学技術研究所職員給与規程(13規程第17号。以下「職員給与規程」という。)第24条の規定に準じ、支給することとする。

2 地域手当の適用については、職員給与規程第24条第1項中「職員」とあるのは「常勤役員」とする。

(通勤手当)

第9条 通勤手当は、職員給与規程第27条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

2 通勤手当の額は、職員給与規程第27条第2項及び第3項に規定する額とする。

3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は職員の例による。

(期末手当)

第10条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する常勤役員に対して、職員の基準に準じた日に支給する。これらの基準日前1箇月以内において退職(引き続き国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。))となった場合を除く。)し又は死亡した役員についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 第2項の期末手当基礎額は、それぞれのその基準日現在又は退職の時若しくは死亡した時に受けるべき本給及び地域手当の月額並びに本給の月額に100分の25を乗じて得た額に、本給及び地域手当の月額に理事長が文部科学大臣の研究所に対する業績評価の結果を勘案し、その者の職務実績に応じて100分の0以上100分の50以下の範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。

4 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き役員となるため退職し、かつ、引き続き役員となった場合における役員としての引き続きた在職期間には、その者の国家公務員としての在職期間を含むものとする。

(非常勤役員手当)

第11条 非常勤役員手当の月額は、第7条第2項第3号又は同条第3項により定める号俸及び本給月額を上限とし、当該役員の勤務形態により、理事長が別に定める。

(端数の処理)

第12条 この規程の定めによって算出した金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

(地域手当の特例)

第2条 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間における地域手当は、第8条の規定にかかわらず、本給に100分の6を乗じて得た額を支給する。

(平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

第3条 平成21年6月に支給する期末手当に関する第10条第2項の規定の適用については、第10条の第2項中「100分の160、」とあるのは「100分の145、」とする。

(本給の臨時特例)

第4条 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)における本給については、第7条の規定にかかわらず当該役員に支給される本給から本給に100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(地域手当の臨時特例)

第5条 特例期間における地域手当については、第8条の規定にかかわらず当該役員に支給される地域手当から地域手当に100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(期末手当の臨時特例)

第6条 特例期間における期末手当については、第10条の規定にかかわらず当該役員に支給される期末手当から期末手当に100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減じる。

附 則(平成13年11月28日 13規程第67号)

この規程は、平成13年11月28日から施行する。

附 則(平成14年11月28日 14規程第30号)

- 1 この規程は、平成14年12月1日から施行する。
- 2 平成14年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の防災科学技術研究所役員報酬規程(以下この項において「改正後の役員報酬規程」という。)第10条第2項及び第3項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、第1号に定める額から第2号に定める額を減じた額に相当する額を減じた額(同号に定める額が第1号に定める額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額)とする。この場合において、第

1号に定める額から第2号に定める額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成14年12月1日(期末手当について改正後の役員報酬規程第10条第1項後段の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し又は死亡した日。以下この号及び次項において「基準日」という。)まで引き続いて在職した期間で同年4月1日から施行日の前日までのもの(当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月1日から施行日の前日までのものであって、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して理事長が定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。)について支給される報酬のうち本給並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる報酬(次号において「本給等」という。)の額の合計額

(2) 継続在職期間について改正後の役員報酬規程の規定による本給月額額により算定される本給等の額の合計額

- 3 平成15年6月に支給する期末手当に関する第2条の規定による改正後の防災科学技術研究所役員報酬規程第10条第2項の規定の適用については、この規定中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」と、同規程第10条第2項第1号中「6箇月」とあるのは「3箇月」と、同規程第10条第2項第2号中「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、同規程第10条第2項第3号中「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日以上2箇月15日未満」と、同規程第10条第2項第4号中「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。
- 4 附則第2項及び第3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則(平成15年7月11日 15規程第9号)

この規程は、平成15年7月11日から施行し、平成15年6月15日から適用する。

附 則(平成15年11月13日 15規程第14号)

- 1 この規程は、平成15年11月13日から施行し、平成15年11月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成15年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の防災科学技術研究所役員報酬規程第10条第2項及び第3項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額(理事長が定める役員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
- (1) 平成15年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たな役員となった者(同年4月1日に在職していた役員で任用の事情を考慮して理事長が定めるものを除

く。)にあつては、新たに役員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が定める日))において役員が受けるべき本給、調整手当、通勤手当、単身赴任手当(職員給与規程第28条第2項に規定する単身赴任手当支給細則で定める額を除く。)及び特別調整手当の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から適用日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から適用日の前日までの期間において在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間その他の理事長が定める期間がある職員にあては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成15年6月に支給された期末手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額

3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則(平成16年3月11日 16規程第7号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年11月8日 17規程第12号)

1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。

2 平成17年12月に支給する期末手当の額は、平成17年12月1日(以下「施行日」という。)後の防災科学技術研究所役員報酬規程第10条第2項及び第3項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(理事長が定める職員にあつては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成17年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに役員となった者(同年4月1日に在職していた役員で任用の事情を考慮して理事長が定めるものを除く。)にあつては、その新たに職員となった日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち理事長が定める日))において職員が受けるべき本給、調整手当、単身赴任手当(職員給与規程第28条第2項に規定する単身赴任手当支給細則で定める額を除く。)及び特別調整手当の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間その他理事長が定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成17年6月に支給された期末手当の額に100分の0.36を乗じて得た額

3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則(平成18年3月31日 18規程第9号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(号俸の切替)

- 2 施行日の前日において役員本給表の適用を受けていた役員の新号俸は、旧号俸に対応する別表の新号俸表に定める号俸とする。

(報酬月額の切替に伴う経過措置)

- 3 切替日の前日から引き続き役員報酬規程を受ける役員で、その者の受ける報酬月額が同日において受けていた報酬月額に達しないこととなる役員には、報酬月額の他、その差額に相当する額を報酬として支給する。

附則別表

号俸の切替表

旧号俸	新号俸
1 から 4 まで	1
5	2
6	3
7	4
8	5
9	6
10	7
11	8

附 則(平成 19 年 11 月 30 日 19 規程第 7 号)

- 1 この規程は、平成 19 年 11 月 30 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の防災科学技術研究所役員報酬規程の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 21 年 6 月 1 日 21 規程第 5 号)

(施行期日)

この規程は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 11 月 26 日 21 規程第 11 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。
(平成 21 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成 21 年 12 月に支給する期末手当の額は、施行日後の第 10 条第 2 項の規定にかかわらず、これらの規定により算出された期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - (1) 平成 21 年 4 月 1 日において役員が受けるべき本給及び地域手当の月額合計額に 100 分の 0.32 を乗じて得た額に、同月から施行日の属する前月の月数(同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において、在職していなかった期間、本給を支給されなかった期間にあっては、当該月数を減じた月数)を乗じて得た額
 - (2) 平成 21 年 6 月 1 日において役員であった者に同月に支給された期末手当に 100 分の 0.32 を乗じて得た額
- 3 前項第 1 号及び第 2 号に掲げる額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則(平成 22 年 11 月 30 日 22 規程第 11 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。ただし、防災科学技術研究所役員報酬規程の一部を改正する規程(22 規程第 11 号)第 2 条の規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 22 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 平成 22 年 12 月に支給する期末手当の額は、施行日後の第 10 条第 2 項の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - (1) 平成 22 年 4 月 1 日において役員が受けるべき本給及び地域手当の月額合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額に、同月から施行日の属する前月の月数(同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において、在職していなかった期間、本給を支給されなかった期間にあっては、当該月数を減じた月数)を乗じて得た額
 - (2) 平成 22 年 6 月 1 日において役員であった者に同月に支給された期末手当に 100 分の 0.28 を乗じて得た額
- 3 前項第 1 号及び第 2 号に掲げる額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日 23 規程第 6 号)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 23 日 24 規程第 1 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
(平成 24 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 平成 24 年 6 月に支給する期末手当の額は、施行日後の第 10 条第 2 項の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - (1) 平成 23 年 4 月 1 日において役員が受けるべき本給及び地域手当の月額合計額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額に、同月から施行日の属する前月の月数(同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において、在職していなかった期間、本給を支給されなかった期間にあっては、当該月数を減じた月数)を乗じて得た額
 - (2) 平成 23 年 6 月 1 日において役員であった者に同月に支給された期末手当に 100 分の 0.37 を乗じて得た額並びに同年 12 月 1 日において役員であった者に同月に支給された期末手当に 100 分の 0.37 を乗じて得た額
- 3 前項第 1 号及び第 2 号に掲げる額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則(平成 26 年 12 月 1 日 26 規程第 24 号)

(施行期日)

- 1 この規程は平成 26 年 12 月 1 日から施行する。
(平成 26 年 12 月に支給する期末手当に関する経過措置)
- 2 平成 26 年 12 月に支給する期末手当については、第 10 条の規程については、同条第 2 項中「100 分の 162.5」とあるのは、「100 分の 170」を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

附 則(平成 27 年 1 月 27 日 27 規程第 1 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 施行日の前日から引き続き在職する役員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなるものには、平成 30 年 3 月 31 日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

附 則(平成 27 年 4 月 1 日 27 規程第 56 号)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 10 月 1 日 27 規程第 90 号)

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 28 年 2 月 25 日 28 規程第 7 号)

(施行期日)

この規程は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規程については、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 28 年 11 月 24 日 28 規程第 109 号)

- 1 この規程は、平成 28 年 11 月 24 日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 第 2 条の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 29 年 12 月 21 日 29 規程第 32 号)

- 1 この規程は、平成 29 年 12 月 21 日から施行する。ただし、第 1 条の規程については、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 第 2 条の規程については、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 30 年 11 月 21 日 30 規程第 114 号)

この規程は、平成 30 年 11 月 21 日から施行する。ただし、第 1 条は平成 30 年 4 月 1 日から適用し、第 2 条は平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和元年 11 月 28 日 元規程第 43 号)

この規程は、令和元年 11 月 28 日から施行する。ただし、第 2 条は令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和 2 年 11 月 30 日 2 規程第 35 号)

この規程は、令和 2 年 11 月 30 日から施行する。ただし、第 2 条の規程については、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和 4 年 5 月 26 日 4 規程第 24 号)

この規程は、令和 4 年 5 月 26 日から施行する。ただし、令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、令和 3 年 12 月に支給された期末手当の額に 167.5 分の 10 を乗じて得た金額を減じた額とする。

附 則(令和 4 年 11 月 24 日 4 規程第 38 号)

この規程は、令和4年11月24日から施行する。ただし、第2条の規程については、令和5年4月1日から適用する。

附 則(令和5年11月9日 5規程第52号)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規程については、令和5年4月1日から適用する。
- 2 第2条の規程については、令和6年4月1日から適用する。

附 則(令和6年11月21日 6規程第79号)

- 1 この規程は、令和6年12月16日から施行する。ただし、第1条の規定については、令和6年4月1日から適用する。
- 2 第2条の規定については、令和6年12月1日から適用する。
- 3 第3条の規定については、令和7年4月1日から適用する。